

=ともに生きる暮らしをめざして=

特定非営利活動法人

尾張地域福祉を考える会まごころ

まごころ 訪問介護事業所

# まごころ

平成13年 1月1日 No. 91  
〒491-0037 一宮市貴船2丁目11-17  
☎ 0586-73-8707  
FAX 0586-73-8870

## NO.13 チェック介護保険

介護はみな同じ質

■介護保険が始まって9カ月。国が示した介護内容の家事、複合、身体の3種の内容や介護料は少なからず利用者さんにも訪問介護事業所にも影響を及ぼしているようです。■ある勉強会の席で、この介護保険のケアプランは先に限度額ありきで、その問題や利用者さんの1割負担額などの理由で「身体」が「複合」に、「複合」が「家事」に変換せざるを得ない使われ方があるようだと言及がありました。■訪問介護事業所には、これまで事業所設立の要件や介護報酬請求事務についての説明以外に、具体的な介護内容については何処からも適切な指導がありませんでした。訪問介護事業所は自らの学習と情報収集でその知識を得ているので、おそらく事業所毎にバラバラになっているのではないかと危惧しています。

■税金と保険料で賄われ、行政当局が保険者であるこの制度からいって、訪問介護事業所に介護内容について一度も行政指導がないのはおかしいと思われま。事業所の裁量で行われている介護内容。適正な介護が行えているのかどうか。その点検は一体何処が行うのでしょうか。

■ワーカーさんが記録するケア毎の内容を見ると、この3種類の介護の分け方はいらないのではないかとおぼえてきます。一人暮らしの方への家事援助は本当に様々な内容であり、これがないと生活自立が出来ないことを考えればとても重要な支援であり、その位置付けは身体介護と並ぶものです。■人が人を支える仕組みが介護。おむつ交換や清拭が大変で家事は大変ではないのでしょうか。買い物、調理、掃除、洗濯、尿瓶の掃除にトイレでは詰まりかねない程の便がいっぱい入ったポータブルトイレから便をマンホールに捨てること等の家事援助をどう評価するのでしょうか。どの介護も同じと考えられないのでしょうか。事業所はワーカーさんに同一のケア料を支払いたいと思っています。

介護保険で受けたサービスが医療費控除の対象に  
2月の確定申告に  
医療費控除の対象となる介護保険サービスは  
訪問看護/訪問リハビリ/居宅療養管理指導/  
デイケア/短期入所療養介護(老人保健施設のショートステイ)  
但し、家事援助を除く訪問介護、訪問入浴、  
デイサービス、短期入所生活介護(特養のショート  
ステイ)は右記と併用した場合のみ対象に



これまで(措置の時代)の福祉は、お年寄りが置かれていた条件を基本としてきま



## 明けまして おめでとうございます

去年は、私達が目指した介護の社会化が介護保険という形で始まりました。新世紀は、それをさらに充足、発展させ本当に安全で安心して暮らせる社会づくりをすすめる世紀です。さいわい、私達はその現場に立ち会わせていただいています。私達ができることは、まず現場で起きている問題を丁寧にひろっていくことだと思います。私達の小さな助け合い活動がひとつでもふたつでも安心という和につながられるよう、活動を続けてまいりたいと思います。本年もよろしくお願い申し上げます。

### ◆ ケア活動から ◆

介護保険限度額を越えるサービスが必要  
助け合いの活動で

夕方近くになると特に  
ふらっと出て行く傾向が  
ある痴呆症。  
デイサービス帰宅後も  
見守りが必要なひとり暮  
らし。介護度要介護1。...  
安心確保で毎日のデイ  
サービス利用の為、介護  
保険限度額はぎりぎり、  
残念ながら在宅支援ま  
でまわらない。  
再度認定申請をするも  
のの近隣A市の審査会  
これを却下、介護度を上  
げることが出来なかった。  
夕方の混乱が心配で、  
やむなく民間業者のサ  
ビス利用をされたが、経  
済的負担が大きすぎると  
「まごころ」の助け合い  
活動へ夕方から2時間の  
ケア依頼。  
夜は別に暮らす子供達  
が交替で泊まっている。

たが、介護保険は本人の心身  
の状態が重要です。  
しかし、病気をもちながら  
一人暮らしの高齢者が、住み  
慣れた家で暮らし続けるには  
手足が動く、歩ける等動作に  
どれだけの手間がかかるかとい  
う事だけではなく、高齢者が  
どんな環境で暮らしているか  
という条件の両方が加味され  
た視点が必要で。す。  
目が非常に悪く、その  
上病気の後遺症で足が弱  
っており、数メートル進  
むのにも時間がかかる。  
慣れた家の中で動作  
は何か可能だが、日常  
生活にはすべて介助と援  
助が必要な一人暮らしの  
方。3日朝夕の家事援  
助とデイサービスを週3  
日利用の生活。介護度は  
要介護1。  
何度も事情は話されて  
いたが、今まで介護度は  
上がらないまま。9カ月  
たつて、今回やっと再調  
査が始まる近隣B市。

このケースで、それでも介  
護度が上げられないのなら、  
是非、市町村は独自の乗せ  
サービスを実施してほしいも  
のです。  
本当に必要なサービスにつ  
いては、適切なサービス提供  
をしていくのが介護保険であ  
り行政の責務です。  
訪問調査、介護認定、ケア  
プランなどにかかわってくだ  
さる方々の質がどの地域でも  
揃うことをせつに望まれます。